

## 分野別計画

### 第 6 章

人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

- 地域社会と市民生活 -

## 第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

### 第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

章	節	施策	施策の名称
6	- 1	- 1	地域コミュニティ活動の推進

#### 施策の指標

項目	現状値 (H20年度)	目標年	目標値
自治会加入率(%)	82.8	H27年度	85.0

(年度又は年度末の値)

#### 現状と課題

本市では、川越市自治会連合会と連携し、自治会連合会のホームページでの加入案内や、市のイベントにおいて自治会加入チラシの配布などにより、自治会への加入を促進していますが、自治会加入率は年々減少しています。

これは、地域住民の助け合いの気持ちや連帯感の希薄化等によるものと考えられます。また、高齢社会の進行に伴う自治会会員の高齢化、役員等担い手不足などにより、活発な活動が行えない自治会も見受けられます。

反面、地域においては、高齢者福祉や子育て、環境美化、防災・防犯活動など生活に密着した公共サービスの提供に地域住民の力が必要となり、人と人との支え合う地域コミュニティの形成が一層重要になっています。

このようなことから、市民と行政が地域コミュニティの必要性を十分に理解し、自治会活動の活性化を図っていく必要があります。さらに、自治会とNPO等の市民活動団体等との連携を図るなど、さまざまな主体が協働して地域づくりを進めるしくみについても検討する必要があります。

コミュニティ活動の拠点となる自治会集会施設については、新築・修繕・賃貸借等に対して補助金を交付し、これを支援しています。また、平成20年4月に、本市で2つ目となる住民管理方式で運営する地域ふれあいセンターを東部地域に建設しました。

## 施策の推進

### 1 コミュニティ意識の形成

自主防犯など地域が必要とする活動の推進、自治会活動の情報共有化の推進を通じて、コミュニティ意識を形成するとともに自治会活動の活性化を図ります。また、自治会連合会に協力し、地域住民の自治会への加入促進を図ります。

川越市掲示板やインターネットなどを活用してコミュニティ情報を提供します。

### 2 コミュニティ活動の促進

自治会連合会と連携し、防災、防犯、環境美化、交通安全等の自主的な活動を支援し、自治会のコミュニティ活動を促進します。

NPO等の市民活動団体や企業とのパートナーシップを築きあげ、自治会のコミュニティ活動を支援します。

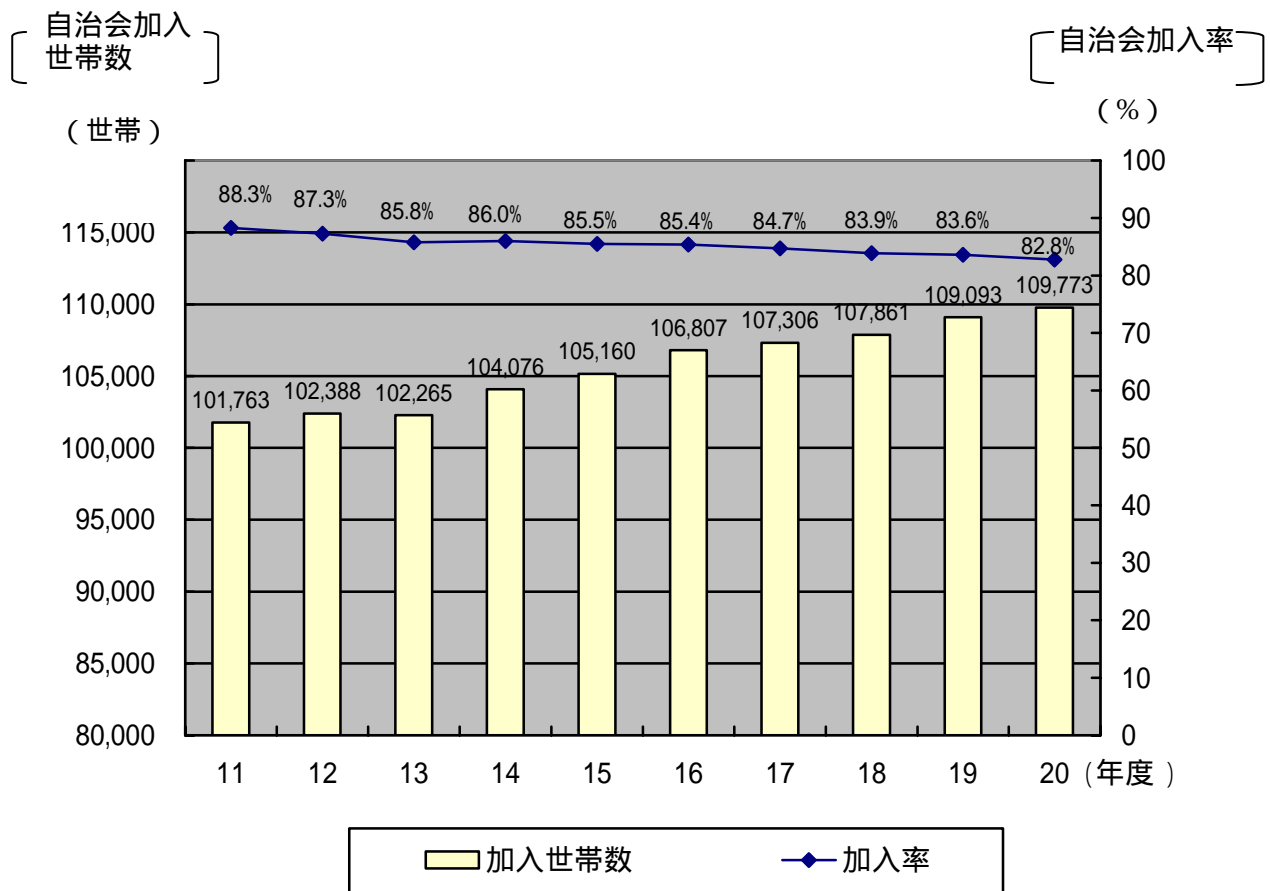
市民との協働により、それぞれの地域の特徴を活かす、新たな地域づくりのしくみについて検討します。

### 3 コミュニティ施設の充実

自治会集会施設の建設、修繕等の整備を支援します。

市民が利用しやすい出張所とするため、機能等の見直しを行います。

〔自治会加入率の推移〕



## 第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

### 第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

章	節	施策	施策の名称
6	- 1	- 2	平和で思いやりのある地域社会づくり

#### 施策の指標

項目	現状値 (H20年度)	目標年	目標値
人権教育指導者養成講座参加者人数(人)	3,954	H27年度	4,000

(年度又は年度末の値)

#### 現状と課題

人々が社会の中で生き生きと暮らしていくためには、差別や偏見のない平和で思いやりのある明るい社会を築いていくことが必要です。このため、本市では、人権意識の高揚と差別意識の解消に向けた人権に関する教育及び啓発の充実を図るとともに、平和意識の高揚に向けた平和教育や平和施策を実施してきました。

また、我が国固有の人権問題である同和問題の早期解決を図るため、平成12年に制定された「人権教育及び啓発の推進に関する法律」及び平成14年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、差別意識の解消に向けた教育や啓発の充実を図ってきました。しかし、差別意識や偏見は必ずしも解消されたとは言えません。

同和問題については、女性、子ども、高齢者、障害のある人、在日外国人等のさまざまな人権問題の一つとして位置づけ、引き続き差別意識の解消を図っていく必要があります。

「人権の世紀」と言われる21世紀、人権の尊重が平和の基礎であるということを踏まえ、市民一人ひとりの人権意識の高揚と差別意識の解消に向けた教育や啓発を図るとともに、職場や地域における人権教育の指導者の養成を図る必要があります。

市民相談については、これまでも既存の相談体制を検証し、新たな相談窓口の開設等により対応してきましたが、市民の生活上の問題は、より一層多様化・複雑化することが予想されます。今後についても、状況に応じた相談の充実を図ることが必要です。

## 施策の推進

### 1 人権施策の推進

人権施策を推進するための基本計画を策定します。

市民、企業等を対象とした人権啓発活動の充実を図ります。

同和問題をさまざまな人権問題の一つとして位置付け、人権施策を推進します。

### 2 人権教育の充実

人権教育の指導者の養成等、社会教育機関等における人権教育の推進に努めるとともに、資料の充実と活用を図り、人権意識の高揚と差別意識の解消に努めます。

教育活動全体を通して人権を尊重する教育の充実に努めるとともに、同和教育を人権教育の中に位置付け、組織的・計画的に推進します。

自治会等と連携した教育活動を推進し、地域内の交流を深めるとともに、学習の場としての集会所事業(\*1)を推進します。

### 3 平和意識の高揚

平和都市宣言の趣旨に基づき、市民参加による各種の平和施策の充実を図ります。

学校教育において、世界の平和と発展に貢献する教育の充実を図ります。

### 4 市民相談の充実

複雑で多様化する相談内容に対応するため、各種相談の充実を図ります。

市民が相談しやすい環境や施設の整備に努めます。

人権教育指導者養成講座参加者人数(各公民館年6回開催)

(人)

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
3,420	3,222	3,326	3,551	3,954

年度別相談件数

(件)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
一般相談	493	588	602	610	603
専門相談 (法律等)	5,598	5,383	5,338	5,957	7,532
合計	6,091	5,971	5,940	6,567	8,135

#### 【用語解説】

\*1 集会所事業：「川越市小堤集会所条例」に基づき設置している川越市小堤集会所において、川越市教育委員会が実施している事業です。

## 第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

### 第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

章	節	施策	施策の名称
6	- 1	- 3	男女共同参画社会の実現

#### 施策の指標

項目	現状値 (H20年度)	目標年	目標値
各種審議会等への女性委員の登用割合(%)	25.2	H27年度	35.0

(年度当初の値)

#### 現状と課題

本市では、平成13年に「川越市男女共同参画推進条例」を、平成18年に「第三次川越市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)(\*1)やセクシュアル・ハラスメント(\*2)などの人権侵害行為や「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識は、まだ根強く存在しています。また、政策や方針の決定過程における女性の参画は、まだまだ進んでいない状況にあります。

今後は、男女が個人として尊重され、平等に取り扱われるよう人権の尊重と男女共同参画への意識づくりを進める必要があります。また、男女が社会の対等な構成員として、家庭・職場・地域社会などあらゆる分野へ対等な立場で参画することができるようにすることが重要です。

人口減少や少子高齢化、格差の広がりなど社会環境が大きく変動する中で、家庭・職場・地域においてバランスの取れた生活ができるよう多様な生き方が選択できる環境を整備することが必要です。

また、老朽化が進む女性会館については、施設のあり方について見直すとともに、男女共同参画を推進するための拠点施設の整備を図る必要があります。

## 施策の推進

### 1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどを防止するため、関係機関との連携を図るとともに、啓発活動や相談体制の充実に努めます。

男女共同参画に関する理解を深めるため、啓発活動や教育の充実に図り、男女が個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します。

### 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

政策や方針の決定過程における女性の参画促進と人材育成に努めます。

男女共同参画に関する国際的な動きを理解するとともに、国際交流や国際協力に努めます。

### 3 多様な生き方が選択できる環境づくり

仕事と子育てや地域活動など仕事以外の活動を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるよう支援します。

男女が互いの性を理解し、尊重するための教育の充実に努めるとともに、男女のそれぞれの世代に応じた健康づくりを支援します。

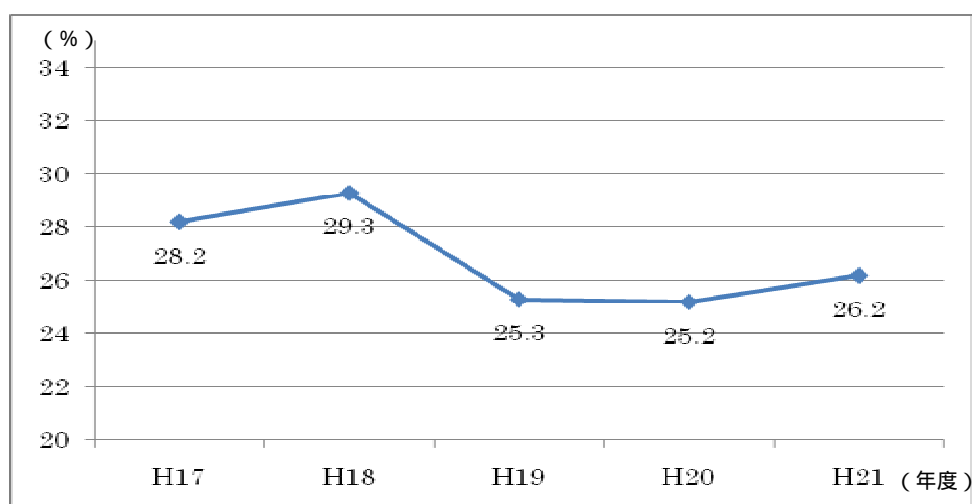
### 4 男女共同参画を推進するための施設の整備

女性会館のあり方を見直し、地域振興ふれあい拠点施設内に男女共同参画を推進するための施設の整備に努めます。

各種審議会等への女性委員の登用割合（平成21年4月1日現在）

審議会等の総数	女性を含む審議会数	女性を含む審議会比率	委員総数	うち女性委員数	女性委員の比率
42	36	85.7%	630人	165人	26.2%

各種審議会等への女性委員の登用割合の推移



#### 【用語解説】

- \*1 ドメスティック・バイオレンス(DV)：男女の親密な関係(夫婦、恋人、パートナーなど)の間にかかる身体的、精神的、性的、経済的暴力を言います。
- \*2 セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、わいせつな写真等の掲示などを言います。

## 第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

### 第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

章	節	施策	施策の名称
6	- 1	- 4	青少年健全育成の推進

#### 施策の指標

項目	現状値 (H20年度)	目標年	目標値
青少年の社会参加人数(人)	1,523	H27年度	2,000
子ども110番の家事業(実施地区)	16	H27年度	22

(年度又は年度末の値)

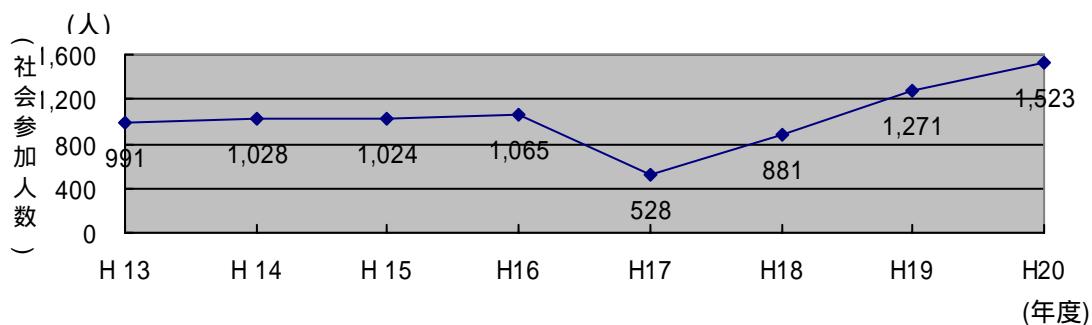
#### 現状と課題

急速な少子化の進行や就業形態の多様化、情報化社会の進展等により、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況の下、フリーター(\*1)やニート(\*2)と呼ばれる若者の数が高水準で推移するなど若者の社会的自立の遅れが問題となっています。また、青少年による重大事件の発生や少年非行の低年齢化、いじめによる子どもの自殺や子どもたちが被害者となる事件が多発しており、さらには、インターネット等を介した青少年の健全な育成を阻害する恐れのある違法かつ有害な情報の氾濫も懸念されています。

こうしたなか、本市では青少年団体への支援、少年の主張作文及び少年の翼事業等を開催し、青少年の自主活動意欲の向上を図るとともに、平成20年5月にオープンした高階市民センター内に新たに児童館を設置するなど児童の健全な育成の環境づくりを推進しています。また、街頭補導や青色回転灯車両による見守り活動、インターネット等を活用した青少年の悩みごと相談などを通して、少年非行の未然防止や青少年の規範意識の醸成などに取り組んでいます。

次代を担う青少年の健全な育成は、市民すべての願いであり、青少年が大きな志を抱き、将来に向かって夢と希望を持つことができる社会を築いていくためには、地域社会の構成員である家庭、学校、地域住民、関係機関などが、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に協力しながら青少年の健全育成に資する取組を行っていくことが必要です。

青少年の社会参加人数





## 施策の推進

### 1 青少年の社会参加の推進

青少年の社会参加を推進するため、社会奉仕活動等への参加の支援や青少年団体の育成・支援に努めます。

### 2 協力体制の拡充

青少年を犯罪被害から守るため、子ども110番の家等の拡充に努めます。

少年補導員と地域住民が協力して街頭補導活動等を実施し、青少年の非行防止活動を推進します。

青少年を育てる市民会議等の関係機関と連携し、地域活動の活性化を図ります。

### 3 青少年施設の整備・充実

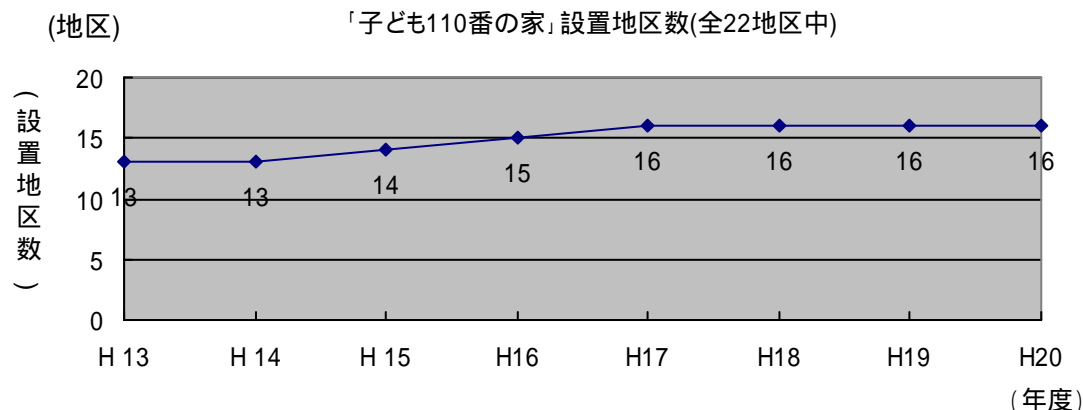
児童館、児童遊園の整備・充実に努めます。

体験学習のできる場所の提供や青少年の居場所づくりに努めます。

### 4 青少年の人権擁護の推進

少年相談の充実を図るため、インターネットを活用し、身近な相談相手となるような環境整備に努めます。

「児童の権利に関する条約」に基づき、青少年の基本的人権を尊重し、権利を擁護するよう啓発活動を推進します。



#### 【指標解説】

青少年の社会参加人数：青少年団体連絡協議会に加盟する団体が行う事業に参加した青少年の延べ人数。

子ども110番の家事業：子どものケガ等の避難場所、変質者・痴漢等からの避難場所、恐喝・暴力等からの避難場所等として、活動の趣旨を理解し賛同された引受家庭その他の引受場所をいう。

#### 【用語解説】

- \*1 フリーター：15歳～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者（平成21年版青少年白書による）
- \*2 ニート：15歳～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者（平成21年版青少年白書による）

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち  
 第2節 安全で安心な暮らしの確保

章	節	施策	施策の名称
6	2	1	防災体制の整備

施策の指標

項目	現状値 (H20年度)	目標年	目標値
自主防災組織結成率(%)	60.7	H27年度	90.0

(年度又は年度末の値)

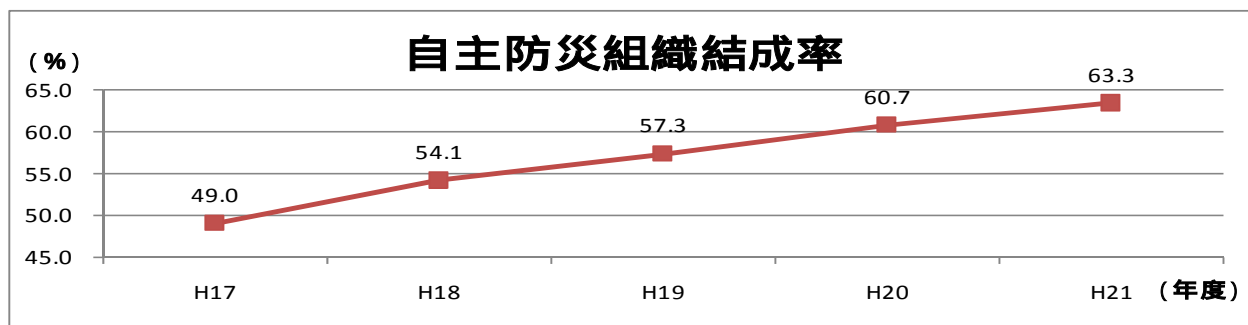
現状と課題

地震災害や風水害が発生しやすい我が国にあって、県下でも多くの人口や重要な都市機能を持つ本市においては、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、安定した経済社会活動の継続を図るための重要な施策です。

本市では、これまでも、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）や新潟県中越地震などの教訓を生かした「川越市地域防災計画」の見直しを行い、災害対策の充実や災害用給水井戸、防災行政無線等の防災施設の拡充を図るとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という市民の自主的かつ組織的な防災活動が実施されるよう自主防災組織の結成促進と育成強化に取り組んできました。

しかし、本市では、東京湾北部地震等の大地震が発生した場合に大きな被害が懸念されており、また、集中豪雨による都市型水害への対策強化が求められているなど、今後も防災対策の充実・強化を図っていく必要があります。また、災害時要援護者に対する支援においては、自治会や自主防災組織等の地域コミュニティの協力が不可欠であることから、今後さらに市民との協働による防災体制の整備・充実を推進していくことが必要です。

さらに、地震等の自然災害ばかりではなく、テロ事件や武力攻撃事態などのような人為的な事件、事故によって市民の生命や財産が危険にさらされる可能性もあることから、こうした事態から市民を保護するための危機管理体制と危機対策についても充実・強化を図ることが求められています。



### 1 地域防災計画の推進

「川越市地域防災計画」を定期的に見直し、計画内容の充実を図るとともに、本計画に基づく各種災害対策の適切な実施を推進します。

地域の防災活動を効果的に行う自主防災組織の結成を促進し、その活動を支援します。

職員の派遣や救助物資の調達等の救援体制を充実するため、災害時における各種の協定の締結を推進します。

### 2 災害応急対策の充実

災害時に、よりきめ細かい情報の収集・伝達を実施するため、防災行政無線の高度化（デジタル化）を推進するとともに、その運用の充実を図ります。

高齢者、乳幼児、障害のある人、外国籍市民等の災害時要援護者の安全を確保するため、災害情報の伝達方法や避難誘導體制の充実を図ります。

災害時における飲料水の確保のため、災害用給水井戸や耐震性貯水槽の整備・充実を図ります。

食糧、生活必需品、応急対策用資機材を備蓄する災害備蓄庫の計画的な整備・充実と災害備蓄品の質、量の充実を図ります。

住民参加による水防演習を実施するとともに、水防団員に対する水防演習会を充実させ、水防団員の技術の向上を図ります。

水防倉庫の整備を図るとともに水防資機材の充実を推進します。

### 3 防災意識の普及・高揚

防災実務の習熟と実践的能力の養成、防災関係機関と市民の連携による防災体制の強化を目的とした各地域で行われている防災訓練の充実を図ります。

防災ポスターコンクールや総合防災訓練等を行い、市民の防災意識の高揚を図ります。

防災活動拠点機能や防災教育機能等を備えた総合防災センターの整備について検討します。

### 4 危機管理体制の強化・充実

国民保護法制に対応した情報の伝達、市民の避難誘導、武力攻撃災害に対する応急措置が迅速に実施できるよう「川越市国民保護計画」に基づく活動体制の強化・充実を図ります。

市民の安全と安心を脅かす人為的な事件や事故を未然に防止し、発生した場合でも被害を最小限に抑制できる組織的対応がとれるよう「川越市危機管理指針」に基づく危機管理体制の強化・充実を図ります。

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち  
 第2節 安全で安心な暮らしの確保

章	節	施策	施策の名称
6	- 2	- 2	消防・救急体制の整備

施策の指標

項目	現状値 (H20年度)	目標年	目標値
出火率(件)	3.4	H27年度	3.0以下
救命率(%)	11.9	H27年度	15以上
救急救命士(人)	50	H27年度	64以上

(出火率及び救命率は暦年の値、救急救命士は年度当初の値)

現状と課題

本市の消防行政は、消防事務を共同処理するため、隣接する川島町と一部事務組合として設置した川越地区消防組合により行われており、1消防局4消防署4分署の常備消防体制と、1団12分団の非常備消防体制によって組織されています。

川越地区消防組合では、これまで警防体制、救急業務体制及び火災予防対策を重点に各種施策を展開してきました。

警防体制では、計画的な消防車両等の整備や消防水利の増設など施設・設備の充実を図ることにより、常備・非常備消防が一体となった総合的な初動消防力の強化を図ってきました。

救急業務体制では、救命率を向上させるため、市民を対象とした救命講習を開催し応急手当の普及啓発に取り組んできました。また、高規格救急車を全署に配備し、救急隊員の教育訓練の充実のため訓練資器材等を整備し、救急の高度化に努めました。

火災予防対策では、公衆の出入りする建物や危険物を取り扱う施設に対する防火管理の指導や一般家庭における住宅用火災警報器の設置の促進、市民に対する防火思想の普及・啓発を推進してきました。

しかしながら、川越地区消防組合の消防力については、消防庁が定める「消防力の整備指針」(\*1)から見ると十分とは言えない状況にあり、社会的に大きな影響を与える災害が全国的に発生していることから、更なる初動消防力や救急業務体制の強化をはじめ、住民に信頼される火災予防行政を推進する必要があります。また、狭あい化、老朽化した消防局庁舎を地域の防災拠点として整備し、併せて平成28年5月31日までに実施することとされている消防通信施設のデジタル化を図る必要があります。

## 施策の推進

### 1 初動消防力の強化

計画的な消防車両・消防資器材の整備及び耐震性防火水そうの増設を図ります。  
消防団の消防車両・資器材等を整備するとともに、組織の強化及び団員の確保に努めます。

大規模地震等の広域災害に対応するため、関係機関との連携を強化します。

### 2 救急業務体制の整備

応急手当普及員の育成や救命講習の実施など市民への普及・啓発事業を推進します。

救急訓練資器材の整備や研修を充実させ、救急隊員の資質の向上を図るとともに、救急救命士の養成、増員を推進します。

各医療機関との連携の強化、民間による患者等搬送事業の指導・育成を図ります。

### 3 火災予防対策の推進

防火に関する講習会を開催するなど住宅火災予防の推進により、市民の防火意識の高揚を図ります。

事業所における自主防火管理対策を支援するとともに、査察執行体制、危険物安全対策を推進します。

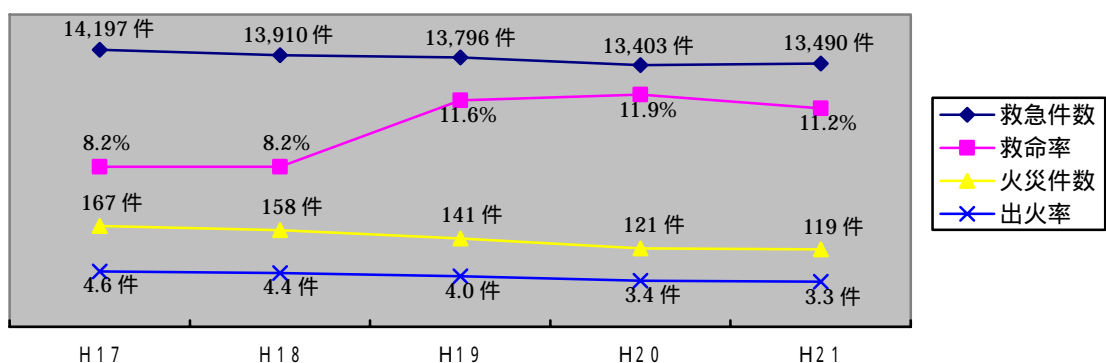
### 4 庁舎建設等施設の充実

新たに訓練施設等を備えた消防局庁舎の整備、消防署・分署庁舎の改修や新設整備などについて、検討し推進します。

消防・救急無線のデジタル化への移行に伴う整備を実施します。

消防団車庫建設事業を推進します。

火災・救急件数の推移



#### 【指標解説】

出火率：人口1万人当たりの出火件数です。

救命率：心臓や呼吸が停止したのを救急隊員や家族などが目撃した傷病者のうち、1箇月以上生存した人の割合です。

#### 【用語解説】

\*1 消防力の整備指針：市町村の消防に必要な施設及び人員について、地域の実情に即して適正な規模の消防力を整備するための指針です。

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち  
 第2節 安全で安心な暮らしの確保

章	節	施策	施策の名称
6	2	3	防犯対策の推進

施策の指標

項目	現状値 (H20年)	目標年	目標値
「小江戸川越防犯のまちづくり情報」 メール配信サービスの登録件数(件)	9,187	H27年度	11,000

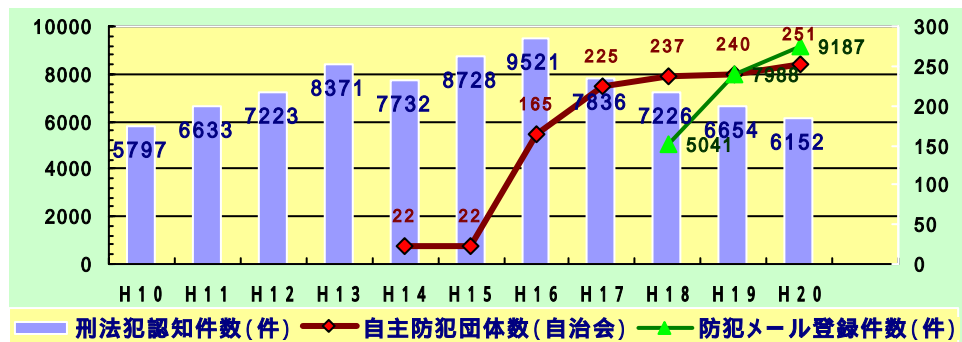
(年度末の値)

現状と課題

埼玉県の刑法犯認知件数(\*1)は、平成16年に過去最高となる約18万件に達し、本市においても同様に過去最高となる9,521件となりました。同年、「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」が施行され、本市では、防犯対策の緊急性を考慮し、同年に「川越市防犯のまちづくり基本方針」を策定しました。

その後、行政及び警察における各種取組をより一層強化し、市民、事業者、関係団体、行政、警察等の協働による犯行の機会を与えない、犯罪を起こさせない地域環境づくりは、市内で着々と進展し、平成20年度には月1回以上の自主防犯活動に取り組んでいる自治会が251団体となりました。このような市民総ぐるみによる防犯のまちづくりは、本市の平成20年刑法犯認知件数を6,152件にまで減少させるなど、大きな成果を挙げています。しかし、前期基本計画の策定後には、新たに高齢者を狙った振り込め詐欺などの犯罪が社会問題化し、さらに、自転車盗などの街頭犯罪が依然として多発傾向にあります。

今後、市民生活の身近な場で起こる犯罪を防止し、安全で安心な川越市を築いていくためには、適切な役割分担のもと、これまで築き上げた自治会を中心とした地域と行政との協力関係や信頼関係を大切にして、既に取り組んでいる地域の自主防犯活動を引き続き支援するなど、より一層、成果の向上や安定した活動を支える基盤づくりを継続的に進めていくことが重要となります。また、高齢者を狙った犯罪や自転車盗への対応に向けては、個人や家庭でできる防犯対策の促進を強化するとともに、公共空間の防犯性の向上にあたっては、防犯環境設計(\*2)の視点に立った取組の研究を進め、ソフト、ハードの両面の総合的な防犯のまちづくりを目指していくことが求められています。



### 1 防犯推進体制の整備

防犯のまちづくりをソフト、ハードの両面から総合的にかつ効果的に推進するため、関係部署による防犯推進庁内会議を中心に、行政における防犯推進体制の充実を図ります。

自治会等の各種団体を中心に、「地域の安全は地域で守る」という認識に立ち、無理なく、無駄なく活動ができるよう、地域における防犯推進体制の整備を促進します。

埼玉県、埼玉県警察、川越警察署等の関係機関や川越防犯協会、川越市暴力排除推進協議会、川越市犯罪被害者支援推進協議会等の関係団体との連携を強化します。また、治安の維持や地域の安全対策の中心となる警察活動については、その機能の充実強化を要請するとともに、旧交番施設等を再活用した地域自主防犯ステーションについては、引き続き、地域主導型の管理運営による防犯拠点として、その運用の促進支援に努めます。

### 2 防犯意識の高揚

犯罪や防犯に関する情報を収集し、さまざまなメディアを通じて、積極的、効果的な情報提供を図ります。

「自分の安全は自分で守る」という市民の防犯意識の啓発を図り、自主的に個人や家庭でできる防犯対策を促進します。

### 3 安全な地域コミュニティの推進

自治会、商店会を中心に、地域住民、事業所、NPO、ボランティア団体等の地域における自主防犯活動や環境美化活動をはじめとした各種活動への参加を促進し、支援を強化します。

地域の自主防犯活動の中心となる地域リーダーの養成に努めます。

### 4 規範意識の高揚と防犯教育の推進

家庭や地域における青少年健全育成の推進を図ります。

児童生徒に対し、発達段階に応じた防犯教育や道徳教育の充実を図ります。

親として、社会人としての大人の規範意識の向上や防犯意識の高揚を図るため、各種講座等を開催し、大人の意識啓発を図ります。

### 5 安全な都市環境の創出

町並みを美しくすることは、防犯につながるという観点から、犯行に及ぼうとする者に犯行の機会を与えない安全な都市環境の創出に努めます。

犯罪が発生しにくい道路、公園等の公共空間の整備や防犯灯の整備に努めます。

住宅や建物づくりにおける防犯意識を啓発し、個人住宅、共同住宅及び事業所などの防犯性の向上を促進します。

防犯対策器具の有効利用と普及啓発に努めます。

#### 【用語解説】

\*1 刑法犯認知件数：警察において認知した刑法犯発生件数（川越警察署提供）

\*2 防犯環境設計：犯罪の対象となる公共空間（建物、道路、公園等の社会基盤）から、犯罪を起こさせる誘因を取り除いて、安全な環境づくりを進めるという考え。

## 第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

### 第2節 安全で安心な暮らしの確保

章	節	施策	施策の名称
6	- 2	- 4	交通安全対策の推進

#### 施策の指標

項目	現状値 (H20年度)	目標年	目標値
放置自転車台数(台)	333	H27年度	200

(年度の値)

#### 現状と課題

市内における交通事故件数や交通事故による死傷者数は、法令の厳罰化や市及び関係機関との協力による交通安全対策等を実施した結果、近年減少傾向にありますが、平成21年では一日あたり約24件の交通事故が発生するなど依然として多発傾向にあります。

交通事故の傾向としては、高齢者や自転車の関係する事故が多発しており、原因別にみるとわき見運転や一時停止違反による事故が多く発生しています。

この背景には、高齢社会の進展や運転免許保有者数及び車両保有台数の増加等による道路交通量の増加など交通環境が変化したことがあります。運転者だけでなく、歩行者や自転車利用者等の法令違反による事故も多く発生しており、道路利用者全体の安全意識が低いことが原因として挙げられます。

また、駅周辺の道路、歩道等に放置されている自転車等は、通行の障害だけでなく、災害時や緊急時の活動の妨げや景観の阻害をもたらしています。

本市では、交通事故を防止し、安全で快適な交通環境を確保するため、道路反射鏡や路面標示等交通安全施設の整備を行うほか、交通安全意識の啓発・高揚を図るため、交通安全運動や幼児から高齢者までを対象にした交通安全教育を実施しました。また、放置自転車対策として駅周辺の自転車放置禁止区域内において、放置自転車の即時撤去を実施しました。

今後は、更に幼児から高齢者まで幅広く対応した対策を強化するなど、安全で快適な交通環境を確保するために、交通安全施設の整備や放置自転車対策を行うとともに、市民の交通安全意識の啓発・高揚に努め、市及び関係機関・団体が一体となって総合的な交通安全対策を推進していく必要があります。



## 施策の推進

### 1 交通安全施策の推進

「川越市交通安全計画」を見直し、各種交通安全施策を推進します。

### 2 交通安全施設の整備

交通の安全と円滑化を図るための路面標示の実施、交通事情に対応した道路反射鏡の設置など、交通安全施設の整備を関係機関と連携して積極的に推進します。

### 3 交通安全意識の啓発・高揚

関係機関と連携し、幼児から高齢者まで幅広く交通安全教育を推進するとともに、交通安全教育指導者の育成を図ります。

市民の交通安全に対する意識の向上を図るため、関係機関及び関係団体と連携し、各季にキャンペーンを実施するなど、交通安全運動を推進します。

### 4 放置自転車等防止対策

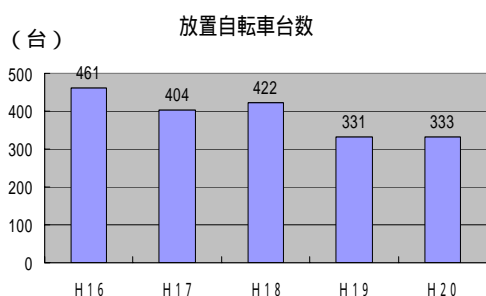
自転車放置禁止区域となっていない川越駅西口については、西口周辺整備と併せて禁止区域化を推進します。

自転車等の利用者への自転車放置防止、マナーアップの啓発及び放置自転車等の撤去を積極的に推進します。

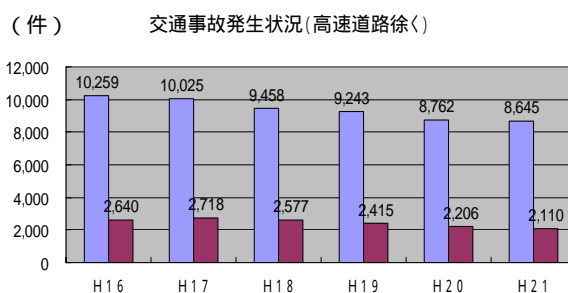
自転車等駐車施設の整備を推進するとともに、民営自転車駐車場の整備を支援します。

### 5 通学路安全対策の推進

児童生徒の安全を確保するため、地域の実情に応じ、通学路の安全対策を計画的に推進します。



（年度）



（年）

■ 総事故件数

■ 人身事故件数

## 第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

### 第2節 安全で安心な暮らしの確保

章	節	施策	施策の名称
6	2	5	消費者対策の推進

#### 施策の指標

項目	現状値 (H20年度)	目標年	目標値
消費生活講座開催回数(回)	11	H27年度	20

(年度又は年度末の値)

#### 現状と課題

インターネットや携帯電話の普及に伴って、悪質サイトによる消費者被害や、電子マネー(\*1)、クレジット利用による多額の金銭借り入れ等の多重債務問題が深刻化しながら拡大し、大きな社会問題となっています。

平成21年9月1日消費者庁が設置され、全国的に消費者行政が一元化されると共に、一層の充実と強化が求められており、的確な情報の提供と消費者へのサポート体制を整備することが必要です。

本市では、生活情報センターにおいて消費生活相談員による相談を実施して、消費者の問い合わせや苦情に対応し、消費者被害の発生と拡大防止に取り組みました。

また、消費者カレッジの開催や消費生活相談員による出前講座、街頭でのリーフレット配布、広報紙への記事の掲載、成人を迎える若者への資料の個別送付等、様々な取組によって、消費者である市民に対する啓発と情報提供を行っています。

市民の安全・安心な消費生活を守るために、商品事故や消費者被害の情報を広く提供すると共に、被害に遭った場合の相談窓口についての広報に努め、消費者目線での講座の開催等を積極的に行うことによって、市民の消費者問題に対する意識を啓発し、消費者としての自立を支援することが重要です。

#### 消費生活講座開催回数

(回)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
開催回数	6	14	12	13	11

## 施策の推進

### 1 消費生活相談体制の充実

消費者に被害が生じた場合、権利を尊重し適切かつ迅速な救済が行えるよう苦情処理に関する人材の確保及び資質の向上に努めます。

多様な消費者トラブルに対処するため、消費者庁をはじめとして、埼玉県、警察、川越市社会福祉協議会など関係機関との連携を深め、相談業務の充実を図り、消費者トラブルの未然防止に努めます。

消費者モニター制度の充実に努めます。

### 2 消費者の自立の支援

学校、地域、家庭、職場その他のさまざまな場を通じて、セミナー、講演会、街頭キャンペーン等を行い、消費者教育を推進します。

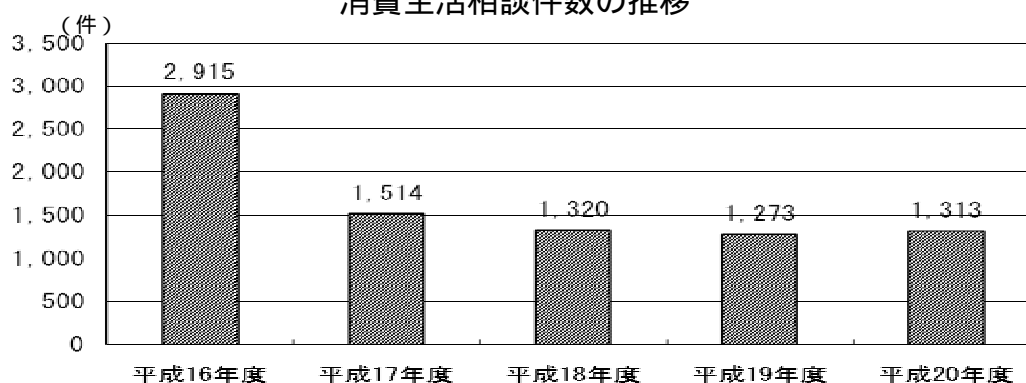
消費生活に関する先進事例や相談事例の情報を収集し提供するとともに、啓発用パンフレットの配布により消費者意識の啓発に努めます。

消費者グループの育成に努め、その活動を支援します。

### 3 生活情報センターの整備・充実

消費生活に関する情報の提供を行う拠点として、生活情報センターの整備・充実に努めます。

消費生活相談件数の推移



平成16年度は架空・不当請求の相談が増加したため、相談件数が増加した。

消費生活相談商品別件数(上位3位)

(件)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1	他の運輸・通信 (架空・不当請求) 249	商品一般 156	他の運輸・通信 211	他の運輸・通信 202
2	融資サービス (多重債務等) 142	他の運輸・通信 154	融資サービス 130	商品一般 135
3	商品一般 121	融資サービス 128	レンタル・リース・賃借 70	融資サービス 124

#### 【用語解説】

- \*1 電子マネー：物やサービスへの支払いを現金の代わりにデジタル・データによって行うものです。その形態や入金・支払い方法などによって、プリペイド（前払い）型、ポストペイ（後払い）型など様々なタイプが存在します。

## 第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

### 第2節 安全で安心な暮らしの確保

章	節	施策	施策の名称
6	- 2	- 6	<b>葬祭事業の充実</b>

#### 現状と課題

現斎場は、昭和51年に改築し、平成9年から11年には大規模な火葬炉の改修を行い、更に利用しやすい施設となるようにエレベーターの設置や待合室の改修などを行いました。

しかし、最近建設された他の火葬施設と比べると、設備面において一般的になっている告別室や収骨室等が明確に分けられていない状況にあること、また、待合室も狭あいであることなど現在のニーズにそぐわなくなってきました。

今後、高齢社会が進むことで火葬件数が増加し、現斎場の火葬能力では対応が困難になると予想されるため、新斎場を早期に建設する必要があります。

また、それまでの間、現斎場の適切な維持管理を行っていく必要があります。

平成12年に開設された市民聖苑やすらぎのさとは、自宅などで葬儀を行うことのできない市民の要望に応じて多くの市民に利用されています。今後とも人生の終えんを飾るにふさわしい施設としてご利用いただけるよう、より充実した運営管理を図っていく必要があります。

## 施策の推進

### 1 新斎場の整備

新斎場を早期に建設します。

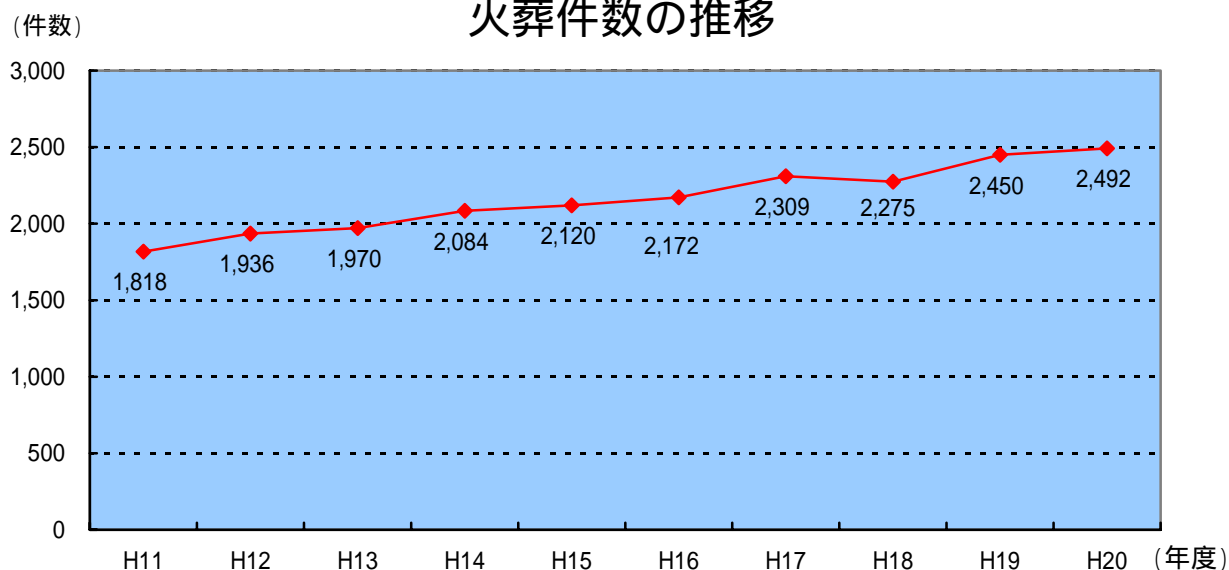
### 2 現斎場の運営・管理の充実

新斎場建設ができるまでの間、現斎場の適切な維持管理を行います。

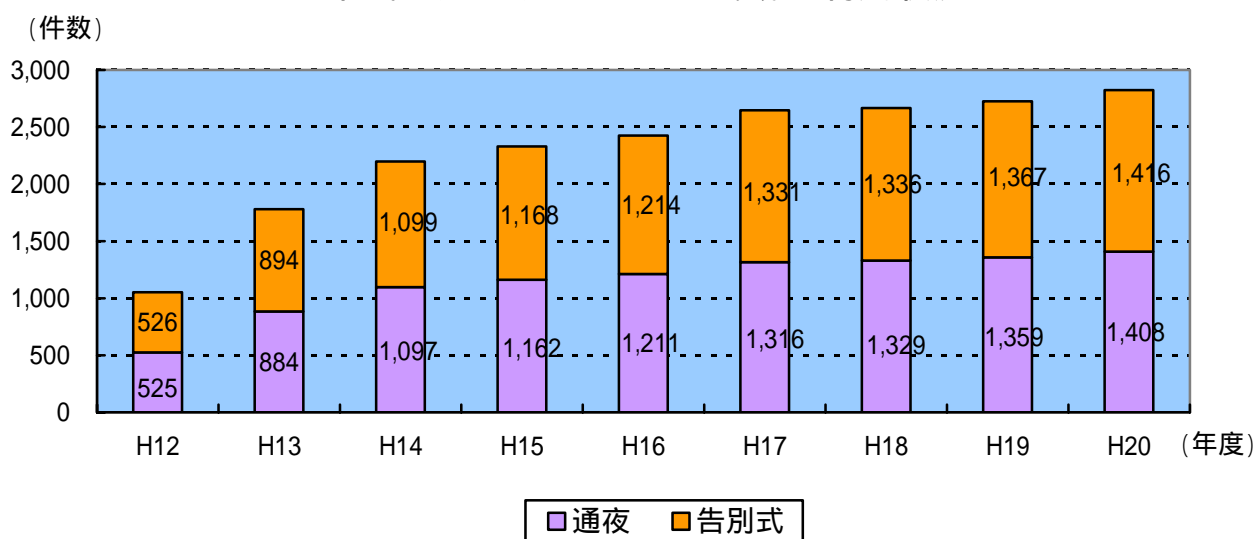
### 3 市民聖苑やすらぎのさとの運営管理の充実

通夜、告別式及び法要を行う方のため、より充実した運営管理に努めます。

## 火葬件数の推移



## 市民聖苑やすらぎのさと式場の利用状況





## 9 財政収支見通し

### (1) 川越市の財政状況

#### 歳入、歳出の推移

普通会計に基づく本市財政の歳入歳出の推移をみると、歳入規模は平成 12 年度以降ほぼ横ばいで推移した後、平成 17 年度以降増加傾向にあります。

平成 11 年度以降の 10 年間は、市税が歳入の 6 割近くを占め、自立性ある財政を維持してきました（自主財源<sup>1</sup>率が約 7 割、依存財源<sup>2</sup>率が約 3 割）。

平成 17 年度以降の歳入の増加の要因としては、

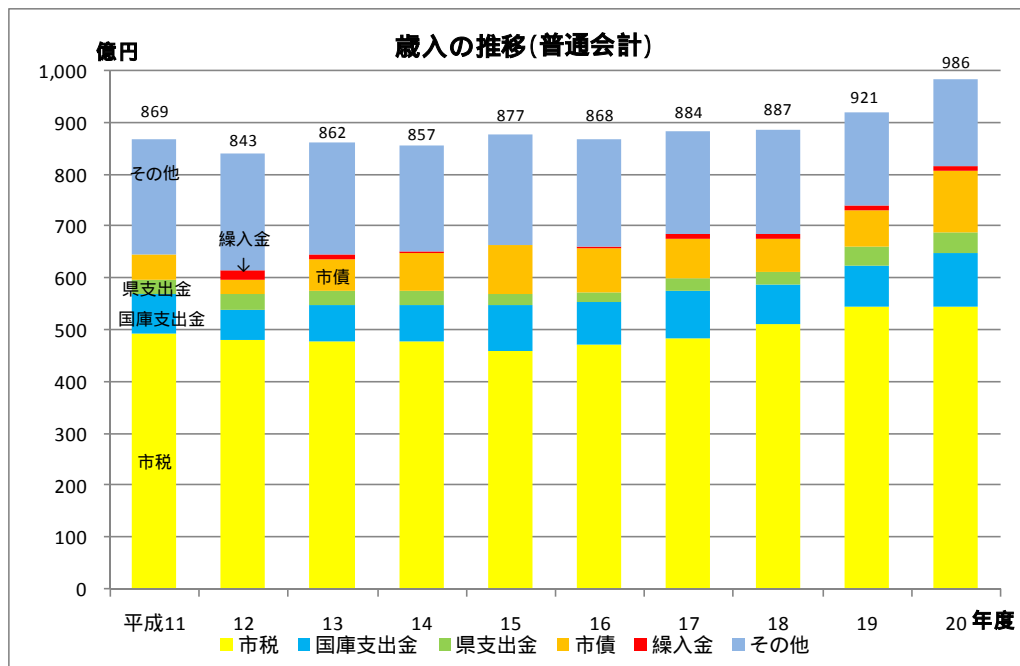
- ・平成 18 年度が景気回復に伴う法人市民税の増収、
- ・平成 19 年度が税制改正による個人市民税の増収、
- ・平成 20 年度が資源化センター等の建設に伴う市債の発行及び国庫支出金の増額が影響しています。

歳出規模については、歳入同様に平成 12 年度以降横ばいで推移した後、平成 18 年度から増加傾向にあります。

歳出全体が増加する中、人件費の占める割合は約 2 割で推移しているものの、扶助費及び補助費等の割合が高くなっています。

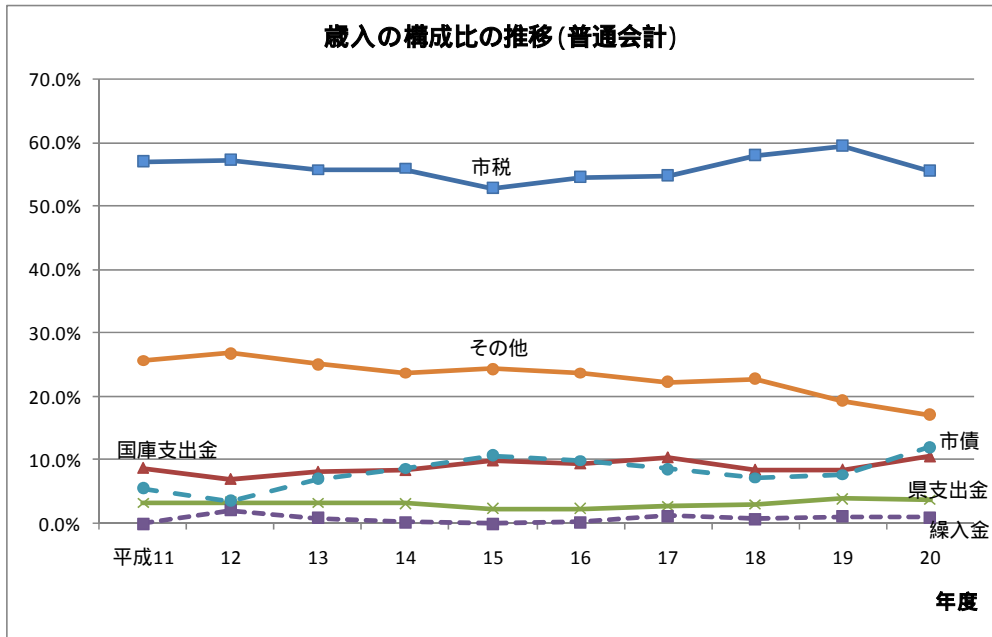
平成 19 年度及び平成 20 年度における歳出の増加の要因としては、資源化センター等の建設、高階市民センターの建設及び川越駅南大塚線の整備などが影響しています。

歳入と歳出の差額から、さらに翌年度に繰り越すべき財源を引いた実質収支の推移をみると、平成 11 年度以降の 10 年間は、黒字で推移しています。



<sup>1</sup> 自主財源：地方公共団体が自主的に収入することができる財源のことです。具体的には、市税、使用料、手数料、財産収入、基金からの繰入金、前年度からの繰越金や貸付金元利収入等の諸収入などをいいます。

<sup>2</sup> 依存財源：国や県から交付される財源などのこと。具体的には、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税や市債などをいいます。



**【用語説明】**

市税：市民税（個人、法人）固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、事業所税、都市計画税等。

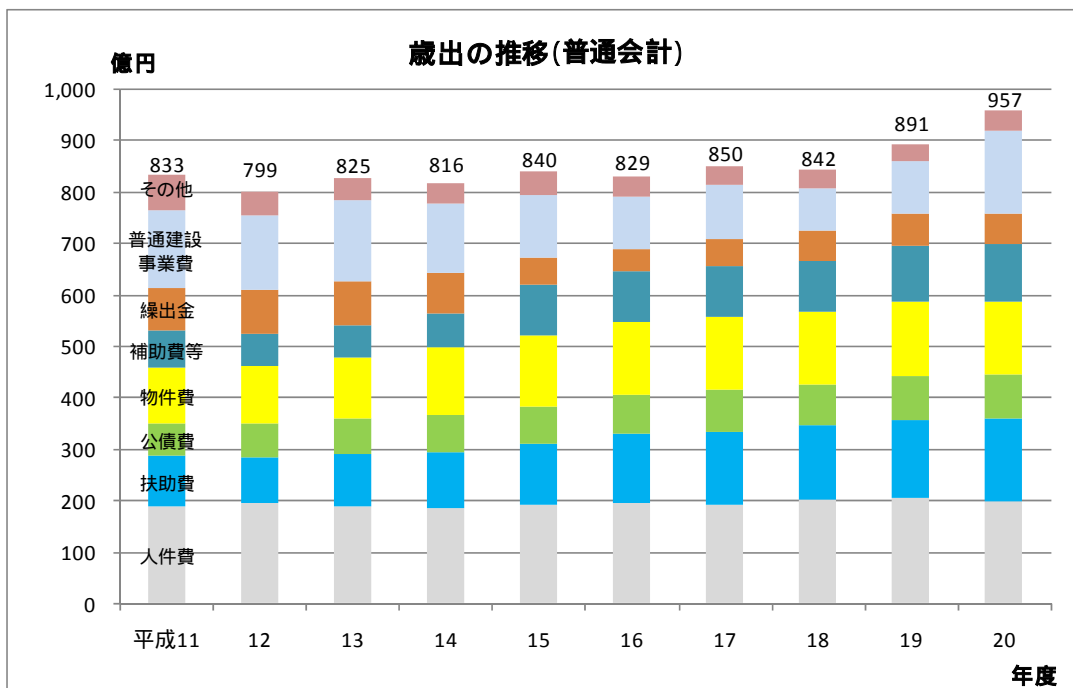
国庫支出金：国から支出される原則的に用途が特定されている負担金、補助金、交付金、委託金等。

県支出金：県が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で県が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目的、性格により県負担金、県補助金、県委託金に分類される。

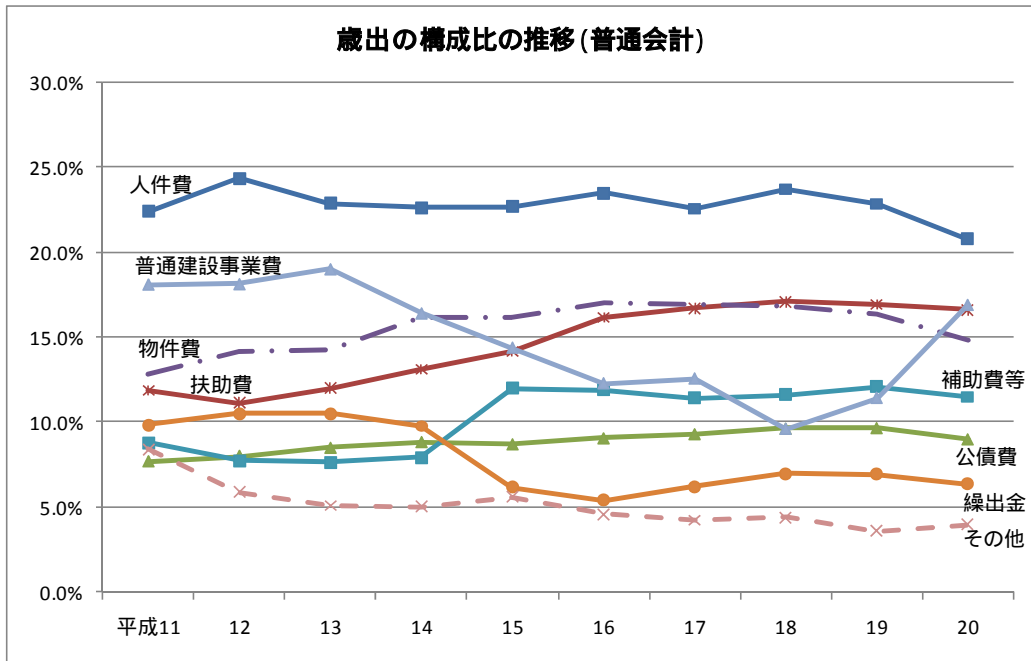
繰入金：一般会計と特別会計との間や、特別会計間で収入される経費。基金から収入される経費を含む。

市債：市が発行する地方債で、いわゆる市の借金。

その他：国から交付される地方譲与税、各種交付金及び地方交付税、市が有する財産の貸付や売払いによる収入等。







**【用語説明】**

人件費：職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費。

扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費。

公債費：市が借り入れた借金の元利償還金等。

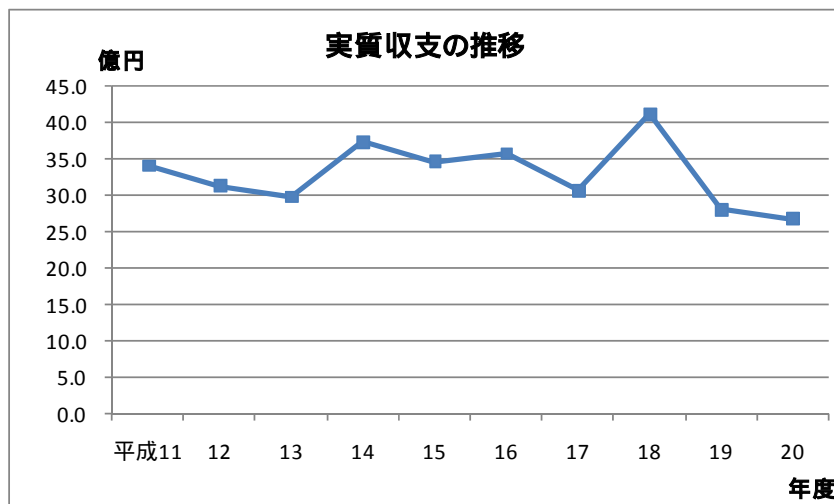
物件費：市が業務を遂行する際に支出する消費的な経費（賃金、旅費、交際費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料等）、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費等。

補助費等：各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金等。

繰出金：一般会計から他の特別会計への赤字補填など、異なる会計間の予算の相互充用に要する経費。

普通建設事業費：道路、橋りょう、学校、公園等各種社会資本の新增設事業を行う際の経費。

その他：公共施設の維持補修費、積立金等。



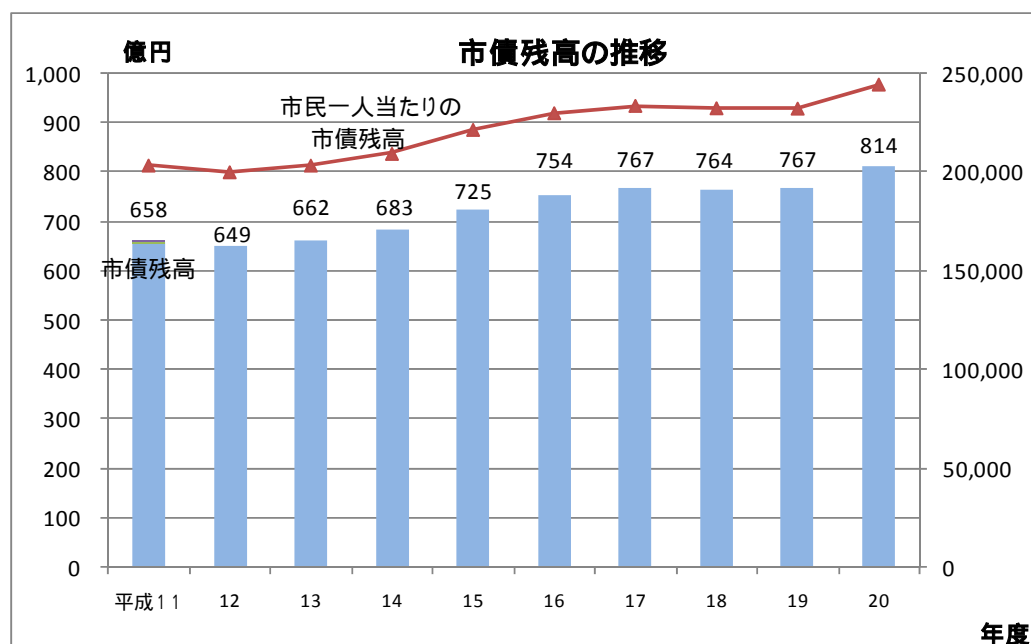
## 市債の状況

市が資金を調達するため国、県等から借り入れる市債の残高は、平成 11 年度以降増加傾向にあります。平成 20 年度末は平成 11 年度残高（約 658 億円）から 24% 増となる約 814 億円となっています。

市債には、主に公共施設や道路などの整備に充てるための市債と、財源不足の補てん措置として経常経費に充てることができる市債（減収補てん債や減税補てん債など）に分けることができます。

このうち、公共施設や道路などの整備に充てられる市債は全体の 6 割を占めていますが、このような市債は公共施設や道路を利用する将来の世代にも整備費用を分割して負担してもらうという世代間負担の役割もあります。

市債残高を市民一人当たりでみた場合には、平成 20 年度は平成 11 年度の残高（203,568 円）から約 20% 増となる 244,523 円となっています。



## 基金の状況

本市の基金は、福祉等の特定の事業費に使う目的で積み立てる特定目的基金と、年度間の財源の不均衡を調整する目的で積み立てる財政調整基金を設置しています。

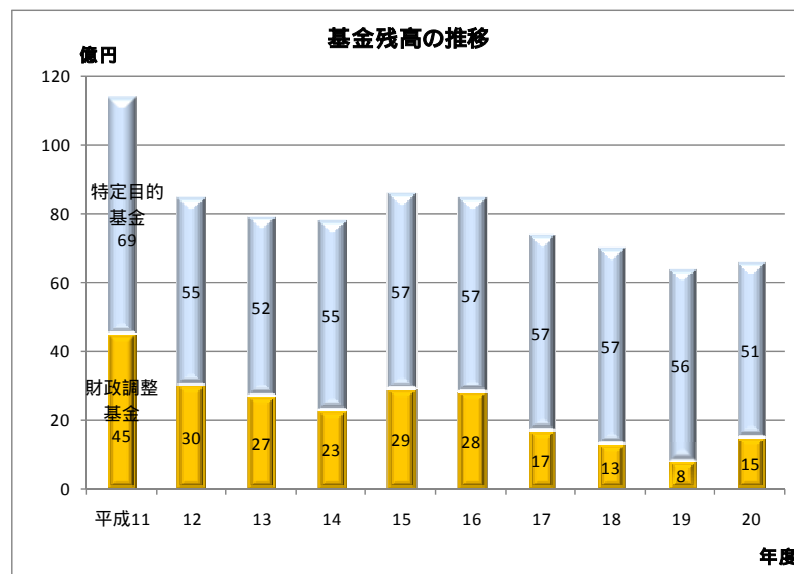
特定目的基金は、平成 11 年度末に 69 億円の積立金がありましたが、平成 12 年度以降 50 億円台で推移し、平成 20 年度末の残高は 51 億円（平成 11 年度比 26% 減）になりました。

財政調整基金は、平成 11 年度末に約 45 億円ありましたが、平成 20 年度末には 1/3 となる約 15 億円まで減少しました。本市の財政調整基金の規模としては、標準財政規模<sup>3</sup>の 5% 程度に当たる 30 億円が目安と考えられますが、収支の均衡を図るため財源不足を補ってきた結果、財政調整基金が減少してきたといえます。

このような財政調整基金の状況は、予想し得ない収入の減少や不測の支出の増加へ

<sup>3</sup>標準財政規模：地方自治体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模。

の対応に支障をきたすことも想定されます。

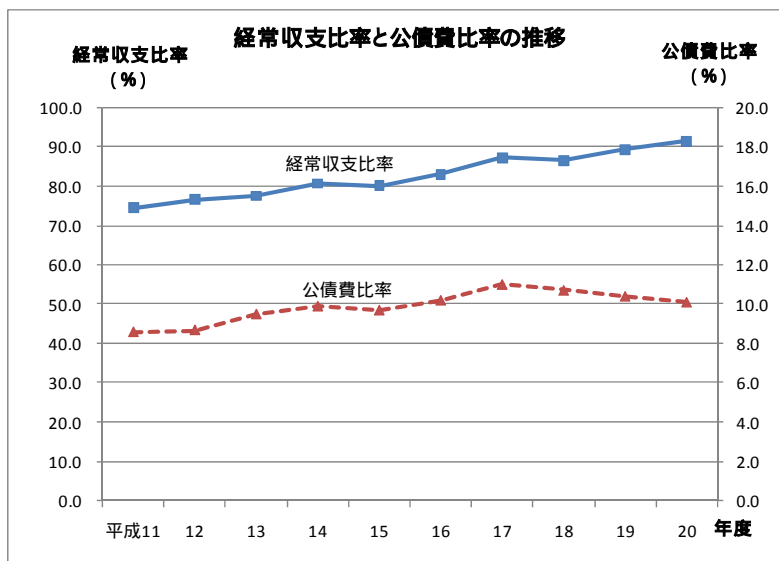


### 指標が示す本市の財政状況

財政評価に用いられる指標から本市の財政状況をみると、経常収支比率<sup>4</sup>は年々上昇する傾向にあります。このことから、歳出に占める人件費、扶助費、公債費などの義務的経費の割合が増加し、新たな施策の実施や臨時的な行政需要に充てる財源が減少しつつあるといえます。

また、公債費比率<sup>5</sup>も平成16年度以降10%以上で推移しています。今後は、更新の時期を迎える公共施設の増加も見込まれることから、一般財源に占める公債費の割合が上昇するものと想定されます。

今後も大幅な税収の伸びが期待できない状況の下でのこうした財政構造の硬直化により、今後も厳しい財政状況が続くものと懸念されます。



<sup>4</sup> 経常収支比率：地方自治体の財政における弾力性を示すもの。75～80%未満は妥当、80%以上は弾力性を失いつつあるとされています。

<sup>5</sup> 公債費比率：一般財源に占める公債費（元金および利子）の割合を示すもの。10%未満が望ましいとされています。

## (2) 今後の財政収支

本市は、これまで歳入の根幹となる市税を安定的に確保してきましたが、今後は少子高齢化を背景とした生産年齢人口の減少や先行き不透明な経済状況の影響で、これまで同様に税収を確保することが困難であると懸念されます。

歳出においても、本市は高齢化が急速に進むことが予想されるため、扶助費は確実に増加し、また公債費負担の上昇の可能性もあるなど、ますます財政構造の硬直化が進み、現状を維持していくことも困難となる状況が想定されます。

これまでの財政状況やこのような社会状況を踏まえ、今後5年間における一般会計の財政収支は、次のように推計されます。

今後5年間の財政収支の試算（一般会計）

単位：百万円

		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
歳入	市税	52,811	53,100	52,744	52,392	52,046
	国・県支出金	24,879	24,505	24,467	24,603	24,751
	市債	8,843	11,576	7,278	7,278	7,278
	その他	14,621	14,492	14,566	14,619	14,695
	歳入合計	101,154	103,673	99,055	98,892	98,770
歳出	人件費	22,070	21,592	21,278	21,125	20,813
	公債費	10,458	10,476	10,707	10,554	9,787
	扶助費	27,655	28,197	28,767	29,365	29,994
	普通建設事業費	11,107	14,997	9,277	9,277	9,277
	その他	34,200	34,557	34,804	34,896	34,991
	歳出合計	105,490	109,819	104,833	105,217	104,862
収支差		4,336	6,146	5,778	6,325	6,092

### 【推計の前提条件】

- ・平成22年度一般会計予算額を基に、人口推計やこれまでの歳入歳出の傾向を考慮して、平成23年から平成27年度までの5年間の財政収支を試算しています。
- ・財政収支の試算に当たっては、現時点で改正等が明らかなのは反映に努めています。特に平成23年度以降は子ども手当の満額支給（1人月額13,000円から26,000円への増額）を反映しているため、平成22年度と比較して歳入歳出それぞれで60億円以上の増額の影響が見込まれています。今後の社会経済情勢や新たな制度の導入により前提条件が大きく変動する可能性があります。

歳入については、子ども手当や高齢化に伴う扶助費の増加に対する負担・補助分の増加は見込まれるものの、生産年齢人口の減少と引き続き厳しい経済情勢により、税収は減少する傾向にあります。

歳出については、退職手当の減少に伴い人件費は徐々に減少していくものの、扶助費は増加する傾向にあり、公債費も当面は増加するものと見込まれます。

このような歳入歳出の見通しから、上の表のような収支の差が発生し、本市の財

政は今後も厳しい状況が続くと見込まれます。

この収支の差を解消するためには、本市に見合った行財政規模の適正化に向けた行財政改革を進める必要があります。歳入の確保に向けては、市税収入率の向上や受益者負担の適正化などにさらに取り組んでいきます。歳出の削減に向けては、事業の目的や効果を検証しながら徹底した経費の縮減を図るとともに、選択と集中による事業の見直しにさらに取り組んでいきます。